

「犯罪被害者等に関する情報の保護」についての参考条文

【第1 公判手続における被害者特定事項の秘匿】

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（強制わいせつ）

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

第一百七十九条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（強制わいせつ等致死傷）

第一百八十一条 第一百七十六条若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第一百七十七条若しくは第一百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

（営利目的等略取及び誘拐）

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（人身売買）

第二百二十六条の二 （略）

2 （略）

3 営利，わいせつ，結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，人を買収した者は，一年以上十年以下の懲役に処する。

4・5 （略）

（被略取者引渡し等）

第二百二十七条 第二百二十四条，第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で，略取され，誘拐され，又は売買された者を引き渡し，收受し，輸送し，蔵匿し，又は隠避させた者は，三月以上五年以下の懲役に処する。

2 （略）

3 営利，わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，略取され，誘拐され，又は売買された者を引き渡し，收受し，輸送し，又は蔵匿した者は，六月以上七年以下の懲役に処する。

4 （略）

（未遂罪）

第二百二十八条 第二百二十四条，第二百二十五条，第二百二十五条の二第一項，第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は，罰する。

（強盗強姦及び同致死）

第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは，無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは，死刑又は無期懲役に処する。

（未遂罪）

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで及び第二百三十八条から第二百四十一条までの罪の未遂は，罰する。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十四条 何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 児童に淫行をさせる行為

七・八 （略）

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて，これを自己の支配下に置く行為

（略）

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は，十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は，三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科

する。

～ （略）

○ 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
（平成十一年法律第五十二号）

（児童買春）

第四条 児童買春をした者は，五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は，五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は，七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で，人に児童買春をするように勧誘した者は，五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

2 前項の目的で，人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は，七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

（児童ポルノ提供等）

第七条 児童ポルノを提供した者は，三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も，同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で，児童ポルノを製造し，所持し，運搬し，本邦に輸入し，又は本邦から輸出した者も，同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で，同項の電磁的記録を保管した者も，同様とする。

3 前項に規定するもののほか，児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ，これを写真，電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより，当該児童に係る児童ポルノを製造した者も，第一項と同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し，又は公然と陳列した者は，五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も，同様とする。

5 前項に掲げる行為の目的で，児童ポルノを製造し，所持し，運搬し，本邦に輸入し，又は本邦から輸出した者も，同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的

で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第一百五十七条 検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。
(略)

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会ったときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第二百九十一条 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

第二百九十三条 証調べが終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第二百九十五条 裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ず

るおそれがあるとき，又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは，この限りでない。

・ （略）

第二百九十六条 証拠調のはじめに，検察官は，証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。但し，証拠とすることができず，又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて，裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。

第三百四条 証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人は，裁判長又は陪席の裁判官が，まず，これを尋問する。

検察官，被告人又は弁護人は，前項の尋問が終つた後，裁判長に告げて，その証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において，その証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の取調が，検察官，被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは，請求をした者が，先に尋問する。

（略）

第三百五条 検察官，被告人又は弁護人の請求により，証拠書類の取調をするについては，裁判長は，その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し，裁判長は，自らこれを朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては，裁判長は，自らその書類を朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

・ （略）

第三百十一条 （略）

被告人が任意に供述をする場合には，裁判長は，何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官，検察官，弁護人，共同被告人又はその弁護人は，裁判長に告げて，前項の供述を求めることができる。

【第2 被害者特定事項の秘匿の要請】

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第二百九十九条 検察官，被告人又は弁護人が証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては，あらかじめ，相手方に対し，その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては，あらかじめ，相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し，相手方に異議のないときは，この限りでない。

（略）

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は，前条第一項の規定により証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，相手方に対し，その旨を告げ，これらの者の住居，勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が，犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き，関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる。